

F・C・Real・Earnestサッカースクール規約

『第1章 総則』

(名称及び所在地)

- ◆第1条：当スクールは、「F・C・Real・Earnestサッカースクール」と称し、その事務局は、兵庫県西宮市に所在します。
- ◆第2条：本スクールの運営は、「F・C・Real・Earnestサッカースクール」が行います。(運営)
- ◆第3条：本スクールはサッカーを通じて、楽しさや運動能力向上、新たな出会い、人としての人間形成。仲間と共にサッカーを楽しみながらもお互いを高め合い向上心を養います。
また、コミュニケーション能力向上や主体性・自己主張・尊重・協調性・努力を獲得することを目的とします。

『第2章 会員』

- ◆第4条：会員は下記の事を遵守すること。
 - 1、スクール時間内ではコーチの指示に従い、ルールを守る事。
 - 2、本スクールの秩序を守り、スクールの目的に沿う様努力する事。
 - 3、チームワークを守り、会員全員が明朗、快活なスポーツマンとなる様楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとる事。

『第3章 諸手続』

- ◆第5条：入会を希望する方は、所定の入会方法にて必要事項を記載し、本スクールの承認を得たうえで、月会費1ヶ月分をお支払い頂きます。その手続きが完了した時点で会員となります。(入会)
- ◆第6条：休会は、特定のコースを除き、休会する前月15日までに届出があった場合に認められます。尚、休会期間は連続して2ヶ月以内を限界とします。その際の月額額は半額とします。(休会)
- ◆第7条：退会する方は、退会する前月の15日までに本スクールに申し伝えてください。(退会)

『第4章 入会金及び会費』

- ◆第8条：当スクールは『入会金・年会費』として保険代を含む5000円(入会金)12960円(年会費)を徴収致します。尚、年会費については4月～3月までの月額1080円で計算し途中入会の場合は年度末までの払い込みとする(会費)(例：7月入会時の入会金は1080円×9ヶ月分=9720円)
- ◆第9条：会費は月謝袋で集金にておこないます。すでに納めた会費は特段の事由がない限り原則として返金致しません。(入会金・会費等の変更)
- ◆第10条：本スクールは入会金・年会費・会費などを変更することができます。

『第5章 会員の権利及び義務』(責任事項)

- ◆第11条：会員あるいは会員以外の施設利用者が、本スクールの利用に際して生じた人的・物的事故及び金品の紛失・盗難については、本スクールが本スクールの運営・管理に過失があった場合を除き、本スクールは責任を負いません。
会員が本スクール施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂きます。(変更事項)
- ◆第12条：入会申込書の記載事項に変更が生じた会員の方は、本スクール所定の用紙に変更事項を記載の上、速やかに届け出て頂きます。(資格喪失)

- ◆第13条：会員は次の場合にその資格を失うこととなります。

- ・死亡
- ・除名
- ・本スクールからの解約(除名等)

- ◆第14条：次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合は、本スクールは、該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

- ・本スクールの名誉を傷つけることや他の会員に著しく迷惑となるような行為があったとき
- ・本スクールの規約およびその他の規約に違反したとき

- ・会費、その他の支払いを二ヶ月以上滞納し、本スクールより督促を受けてもお所定の期限までに支払いのないとき
- ・その他、処分を相当とする行為があり、本スクールがそれを決議したとき(スクールからの解約)

- ◆第15条：本スクールは、いつでも入会金を払い戻すことにより会員との間の入会契約解約することができます。

『第6章 その他』

- ◆第16条：本スクールは、次の理由により施設の場所変更、または休業をすることがあります。

- ・天災・地変その他やむを得ない事情により開場が不可能なとき
- ・施設の利用権利がないとき
- ・社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
- ・祝祭日のとき(コースの新設、廃止等)

- ◆第17条：本スクールは、利用状況などにより1ヶ月前の予告をもってコースの新設、曜日および時間帯の変更または廃止をすることができます。(利用規程)

- ◆第18条：本規定は定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、利用規程等による他、必要に応じ本スクールが定めるものとする。(諸規則)

- ◆第19条：会員は本規約および本スクールが別に定める諸規則を厳守しなければならない。(改正)

- ◆第20条：本規定の改正、変更は、本スクールの定めるところによるものとし、本スクールに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員に及ぶものとする。(発効)

- ◆第21条：当スクールの内容を撮影する事がございます。当スクールスタッフが撮影したデータは、著作及び肖像権をFC.Real.Earnestサッカースクールが有する物とする。よって、当スクールは、責任をもって厳重に管理する事とする。尚、撮影データは、広報等において使用することもございます。個人情報データと撮影データの併用はございませんのでご理解下さい。

- ◆第22条：中止、欠席に関しては、他曜日にて振替えて頂くことが可能です。しかし有効期限は欠席や中止があった翌日から数え60日間までとする。

- ◆第23条：本規約は、平成30年9月27日より発効します。